破産手続廃止

平成２８年（フ）第６５号
島根県松江市西嫁島１丁目４－５ＳＰビル２階－Ｂ室
破産者　合同会社Ｕティス
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
松江市法吉町1165番地
破産者　高橋　克育
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
相模原市南区古淵５丁目14番10号
破産者　株式会社サウンドママ
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２号
北海道浦河郡浦河町字東栄330番地
破産者　有限会社オーナー牧場
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
仙台市青葉区錦ケ丘３丁目５番地の１
破産者　株式会社ｈａｇｉｃｏ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
栃木県那須塩原市一区町315番地６
破産者　有限会社宮本設備
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２２号
栃木県大田原市野崎２丁目16番地20
破産者　宮本　一雄
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２３号
栃木県大田原市野崎２丁目16番地20
破産者　宮本　勇
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3372番地５
破産者　向山工業所こと　向山　重雄
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１８号
長野市青木島町大塚1031番地１
破産者　株式会社インサイトプロモーション
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
名古屋市東区東桜１丁目３番22号　ヴィアーレ・アルベルゴ９階
破産者　株式会社ジーワイティー
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５９号
名古屋市北区大曽根３丁目17番５号　メゾンエトワール1102号
破産者　郭　屹廷
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
三重県伊賀市八幡町3170番地上ノ丘団地５－103
破産者　米澤　豊
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３９号
三重県名張市梅が丘南３番町129番地
破産者　青木　美暢
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４２号
三重県名張市梅が丘北１番町282番地
破産者　松田　浩二
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１２９２号
大阪市北区末広町２－35　新扇橋ビル７－Ａ
破産者　株式会社ＮｅｘＴｒｕｓｔ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２１号
大阪市中央区北浜３丁目５番19－305号
破産者　株式会社アムコ・ドリーム
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２２号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目１番４号
破産者　合同会社アムコナップ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３３号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番６号堺筋本町アーバンライフ516号室
破産者　株式会社ファイヤーワーク
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２号
大阪府高石市西取石５丁目８番25号
破産者　住まいる家株式会社
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
北九州市戸畑区旭町２番１号
破産者　株式会社りしる
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１号
北海道夕張市若菜９番地３
破産者　株式会社井出組
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６４９号
東京都立川市曙町１丁目22番17号
破産者　株式会社未來舎
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部